

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年4月17日

さいたま地方法務局 久喜支局

登記官 関 田 徹

記

意見又は資料の提出先

さいたま市中央区下落合五丁目12番1号（〒338-8513）

さいたま地方法務局 不動産登記部門

048-851-1000 ナビダイヤル②番

| 管理番号                                     | 所在      | 地番    | 地目 | 地積  |
|------------------------------------------|---------|-------|----|-----|
| 第0312-2025-0017号<br>〔旧:第0312-2024-0014号〕 | 蓮田市上一丁目 | 3761番 | 墓地 | 52㎡ |